

1. 寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人九州経済調査協会と称する。

第2条 この法人は、事務所を福岡市中央区大名1丁目9番48号に置く。

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第4条 この法人は、九州地方の社会経済に関する総合的研究調査を行い、併せて経済調査を助成・促進し、もって地方経済の伸長を図り、ひいてはわが国文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 九州地方の経済に関する研究・調査
2. 地方経済に関する調査の助成・促進
3. 統計・研究・調査報告、機関誌の刊行
4. 研究会・講演会・講習会等の開催
5. 資料の収集・整理・交換および利用の促進
6. その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産および会計

第6条 この法人の資産は、次の通りとする。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金品および補助金
5. その他の収入

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来理事会において基本財産として編入すべきことを決した資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の財産とする。ただし寄附金であつて寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第8条 この法人の基本財産のうち、現金の管理は理事会の議決によって確実な有価証券を購入し、または郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託し、あるいは定期預金として理事長が保管する。

前項以外の資産の管理は、理事長の定めるところによる。

第9条 基本財産は、消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

第10条 この法人の事業遂行に要する費用は、次の運用財産をもって支弁する。

1. 資産から生ずる果実
2. 事業に伴う収入
3. 寄附金品中基本財産とすることの指定のないもの、および補助金
4. その他の収入

第 11 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前理事長が編成し、理事会議決を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

第 12 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部科学大臣に報告しなければならない。

この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第 13 条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

予算内の支出をするため、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金以外の借入金についても同じである。

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 4 章 役員および職員

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 20 名以上 25 名以内（内理事長 1 名、常務理事 5 名以内）

監 事 3 名以上 5 名以内

第 16 条 理事および監事は、評議員会で選出し、理事は、互選で理事長 1 名、常務理事 5 名以内を定める。

第 17 条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故がある場合は、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、かつ評議員会の決議した事項を処理する。

第 18 条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定める事項を議決し、執行する。

第 19 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 20 条 この法人の役員の任期は 2 カ年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 21 条 役員は有給とすることができる。

第 22 条 この法人に評議員 70 名以上 100 名以内を置く。

評議員は、この法人に対し、特に功労のあったものから理事会でこれを選任する。

評議員には、第 20 条を準用する。

第 23 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議し決定する。

評議員は、互選で評議員会議長を定める。

地区別に幹事評議員(以下幹事と称する)を置くことができる。

幹事は、評議員会議長がこれを委嘱する。

第 24 条 この法人に会長・副会長を置くことができる。

会長・副会長は、理事会が推薦し、評議員会の承認を受けて決定する。

会長は、この法人を統轄する。副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

会長・副会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし決議に加わらない。

会長・副会長の任期は 2 カ年とする。ただし重任を妨げない。

第 25 条 この法人に顧問・参与おのおの若干名を置く。

顧問および参与は理事会が委嘱し、この法人に運営について諮問に応ずる。

顧問・参与の任期は 1 カ年とする。ただし重任を妨げない。

第 26 条 この法人に研究委員および企画委員おのおの若干名を置くことができる。

研究委員・企画委員は、理事長が委嘱する。

研究委員は、研究調査の指導・協力に任じ、企画委員は、諸事業の企画・実施について指導・協力を任ずる。

委員の任期は 2 カ年とする。ただし重任を妨げない。

第 27 条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

職員は、理事長が任免する。

職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 議

第 28 条 理事会は、毎年 2 回以上、理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時に理事会を招集しなければならない。

会議の議長は、理事長とする。

第 29 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開くことができない。ただし書面をもって他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席者とみなす。

会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否が同数であるときは、議長の決するところに従う。

緊急を要する事項または軽易な事項については、持ち回りもしくは書面表決の方法により、全理事の賛否を求め、その過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

第 30 条 理事会は、この寄附行為のうちに別に定めてあるものの外、次の事項を議決する。

1. 評議員会に付さなければならない事項
2. 基本財産の編入および財産の管理方法についての事項
3. 不動産の買入れまたは処分についての事項
4. その他この法人の事業遂行上必要と認める事項

第 31 条 評議員会は、この寄附行為に定めてあるものの外、理事会において必要と認めた事項を審議決定し、またこの法人の資産ならびに事業遂行の状況について報告をうける。

第 28 条および第 29 条は、評議員会にこれを準用する。

第 32 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名が署名捺印の上、これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更ならびに解散

第33条 この寄附行為は、理事および評議員おのおの3分の2以上の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければ、変更することができない。

第34条 この法人の解散は、理事および評議員おのおの4分の3以上の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

## 第7章 附 則

第36条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

### 2. 賛助会員規約

第1条 法人・個人または官庁・団体の如何を問わず、財団法人九州経済調査協会の事業に賛同し、所定の賛助会費を払込むものを賛助会員とし、賛助会員を普通会员・維持会員・町村会員・個人会員の4種に分つ。

第2条 賛助会員は、普通会员1口月額10,000円、維持会員1口月額30,000円、町村会員・個人会員1口月額2,500円とし、1口以上を前払いするものとする。

第3条 賛助会員の入会金は、普通会员1口30,000円、維持会員1口80,000円とし、入会と同時に払い込むものとする。ただし、町村会員・個人会員の入会金は免除するものとする。

第4条 賛助会員は協会の事業に関して、必要な場合は協力し便宜を供与する。

第5条 賛助会員は下記のサービスを受ける。

第6条 協会の賛助会員として不適切な行為があった場合は、退会もしくは除名するものとする。

#### 普通会员

##### 1. 定期刊行物の配布（4種類）

- ・九州経済調査月報（年12回発行）
- ・データ九州（年4回発行）
- ・図説九州経済（年1回発行）＜英訳入り＞
- ・九州経済白書（年1回発行）

##### 2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス

##### 3. FAXサービス・メールマガジンの配信

##### 4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加

##### 5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

#### 維持会員

##### 1. 経済関係調査の委託（ただし特別の経費を要する場合は実費負担）

2. 調査・研究報告書の配布
3. 定期刊行物の配布（4種類）
  - ・九州経済調査月報（年12回発行）
  - ・データ九州（年4回発行）
  - ・図説九州経済（年1回発行）＜英訳入り＞
  - ・九州経済白書（年1回発行）
4. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
5. FAXサービス・メールマガジンの配信
6. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
7. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

#### 町村会員

1. 定期刊行物の配布（2種類）
  - ・九州経済調査月報（年12回発行）
  - ・データ九州（年4回発行）
2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
3. FAXサービス・メールマガジンの配信
4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

#### 個人会員

\*個人会員とは、

個人会員は原則として大学等で地域経済の研究に従事し、非営利の目的で研究活動をするもので、入会には理事長の承認を必要とする。

1. 定期刊行物の配布（2種類）
  - ・九州経済調査月報（年12回発行）
  - ・データ九州（年4回発行）
2. 図書館蔵書・統計資料の閲覧および貸出、テレホンサービス
3. FAXサービス・メールマガジンの配信
4. 調査報告会・研究会・講演会・講習会等への参加
5. 資料の入手斡旋・質疑応答・その他経済調査に関する諸般の便宜供与

#### 附 則

第7条 本規約の変更は理事会の議決によらなければならない。

第8条 本規約は昭和27年4月1日から実施する。

(平成12年3月	規約一部改訂	町村会員・個人会員創設)
(平成13年3月	〃	九経調ライブラリー廃刊)
(平成15年4月	〃	データ九州減部・メールマガジン配信)